

Dojima Exchange 利用規約

第1条(本規約の適用)

本Dojima Exchange 利用規約（以下、“本規約”）は、GINGA ENERGY JAPAN 株式会社(以下、“Dojima Exchange” または文脈により “Ginga”)が管理・運営・提供する電子取引プラットフォーム(以下、DEP : Dojima Exchange Platform)のご利用にあたって遵守すべきルールを定めています。DEPのご利用にあたっては、本規約を十分ご理解いただいた上で、本規約をご承認いただくことが必要です。また、DEPのサービス（以下、本サービス）をご利用することで、本規約に同意されたこととなります。

第2条(登録)

(1)登録希望者はDEPのご利用にあたって、Dojima Exchange に対して所定の申し込み手続きに従って登録の意思を表示するものとします。登録の意思表示は利用希望日より起算して1ヶ月前までに行うものとします。なお1ヶ月前が休日及び祝日の場合、休日及び祝日の直近の営業日までに行うものとします。登録希望者が登録の意思表示を行った場合、DojimaExchangeは希望者の社名等について、すでに登録しているDEPの利用者(以下、登録者)に対して通知を行います。当該通知後、既登録者から特段の意見が出されない場合は、Dojima Exchangeは以下の登録条件に従って登録を許可いたします。

(2) 登録希望者は以下の条件に適合しなければなりません。:

- (a) 国や州の法の下で実在する会社であること。
- (b) 石油取引に従事し(主要な活動か否かは限定しない)、そして銀行と取引している会社であること。
- (c) DEP の利用目的は第三者に代わって取引をするのではなく、自己のために取引をする会社であること。

(3)登録参加者は以下の項目に合意しなくてはなりません。

- (a) 登録者として正確な情報が登録されていること。
- (b) 登録されている情報が常に最新の正確な情報であることを維持するために、変更があった際その都度更新されること。
- (c) 登録者が本サービスの利用に必要な機器や適合性のあるハードウェア、設備、およびソフトウェアの手配/準備に責任を負うこと。
- (d) 本サービス中に得た情報や送受信した情報の管理について責任を負うこと。

第3条(Dojima Exchange から提供されるサービス: 本サービス)

本サービスは関東圏(山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)および沖縄県を除く地域に存在する製油所、及び油槽所から出荷される石油製品(ハイオクガソリン、レギュラーガソリン、灯油、非課税軽油、課税軽油、A重油 0.1%S、A重油 1.0%SS)の陸上での売り買いの場であり、本規約に従って、登録者は上記のサービスサイトにアクセスし、利用することができます。

第4条(手数料等)

登録者は下記の事項に同意し、Dojima Exchange に登録料、売買手数料等を支払わなければなりません。

- (a) 基本登録料は認定ユーザー(取引ID使用者)の登録(追加登録含む)毎に、毎月発生します。なお、理由の如何に係らず、当該登録が解除された場合でも、解除月の基本登録料は発生します。
- (b) 基本登録料は希望する取引地域の数に応じて額が異なります。
- (c) 基本登録料は『Dojima Exchange 登録申込書』に記載します。
- (d) 売買手数料
成約した数量 1KLあたり日本円で 100 円を売買手数料として売主買主双方が支払うこととなります。
- (e) 基本登録料及び売買手数料は請求書発行日から 30 日(支払い債務履行日)以内一括払いで Dojima Exchange が指定する口座に日本円で支払うこととなります。なおその際に発生する振込手数料などの費用については登録者の負担となります。
- (f) 全ての手数料には対象となる税金が課せられます。
- (g) 登録者が本第3条および本規約の下で支払い債務履行日までに支払いを行わなかった場合、Dojima Exchange は当該登録者に対して滞納通知を出すことができます。また Dojima Exchange は支払い債務履行日の翌日から実際の支払日まで年率6%を支払い遅延損害金として当該登録者に請求することができます。
- (h) Dojima Exchange は本条に定める手数料等を変更することが出来ます。

第5条(利用規約契約の変更及び修正)

- (1) Dojima Exchange は本規約のすべて、または一部分を変更または修正(以下、本サービスの変更等)することが出来ます。本規約の変更等が行われた場合、Dojima Exchange は以下の方法によって登録者に通知します。
 - (a)登録者が通常使用するサービスのスタートアップ画面に変更及び修正の通知を掲示します。
 - (b)メールにて本サービスの変更等の通知を送信します。
 - (c) その他 Dojima Exchange が考える妥当な通知方法によって通知します。
- (2) 本規約の下で、どのような変更通知が出された場合でも、登録者が引き続き本サービスを利用した場合、登録者は本サービスの変更等を合意したと見なします。

第6条(サービスの変更など)

Gingalは、登録者への予告なしに、いかなる時でも一時的もしくは永続的に、サービスに対する修正及び変更、メンテナンスサービスの施行、アップデートの実行、アップグレード、サービスの部分的廃止、中止、一時中断、さらにデータの内容のブロック/フィルターの取り外し/忠告を排除できる権利を保有します。登録者は、本サービスの変更等に伴い、または関連して登録者、または第三者に生じたいかなる影響・結果に対して Dojima Exchange は一切の責任を負わないことに同意します。

第7条(データの保護、保証、セキュリティポリシー)

- (1)一般的にインターネットを通して伝達される情報は、機密性保持がなされていないため、Dojima Exchange は登録者のプライバシーや機密情報の保護に関して保証はできないものとします。
- (2) Dojima Exchange で管理されている情報は内密なものとして保護はされていますが、登録者の社名などの情報はこのウェブサイト上で公表されます。

第8条(登録者の口座、パスワード、セキュリティ)

(1)登録者はユーザー名とパスワードを作成し、登録手続き時に Dojima Exchange から取引口座の使用許諾を受け取ります。登録者は、以下のことに同意することとします。

- (a) パスワードの秘密性を維持及び保護するという責任を負い、そのためのあらゆる方法と手段を取るものとします。
それは時々パスワードを変更するという手段に限りません。
- (b) あらゆる方法と手段を使い、取引口座への権限のない利用を防ぐようにします。
- (c) あらゆる方法と手段を使い、パスワードの公開を防ぐようにします。
- (d) 自分の取引口座の下で起こる活動や送られるメッセージ、保有する情報などの責任を負います。
- (e) 取引口座が不正使用や侵害されていると気付いた場合は、至急 Dojima Exchange に知らせる必要があります。
この場合、Dojima Exchange の保安・保護・原因等に関わる諸調査には全面的に協力することとします。
- (f) 折々に Dojima Exchange によって発行されるサービス利用に関するすべての通知、指示、および利用ガイドラインを遵守することとします。
- (g) このウェブサイトの通信回線に影響を及ぼすような本サービスの利用を行わないものとします。

(2)登録者は、自らが選んだ、または、Dojima Exchange が指定したユーザー名とパスワードに対していかなる権利も保有していません。さらに、登録者がユーザー名とパスワードを使用することによってどのような損害を被ったとしても Dojima Exchange は一切責任を負いません、また Dojima Exchange の裁量により、ユーザー名とパスワードを変更することが出来ます。

(3) Dojima Exchange は、サービスにおいて最高水準のセキュリティの設備を維持するために最善を尽くす努力をしますが、登録者は、インターネット上のセキュリティの不確実性を考慮し、サービスの使用は登録者自身の責任であるということに同意することとします。

第9条(リンク)

(1) 本サービスは、登録者の利便性のために他のウェブサイト及びリソースへのリンクを提供することがあります。Dojima Exchange は、提供するサイト及びリソースの強要は一切しておらず、リンク先に提示される内容、広告、商品及びその他の提供されているものに対して責任を負わないこととします。

(2) Dojima Exchange は登録者が直接または間接的に、上記の外部のサイトかリソースの利用やアクセスによって発生した損害の責任を負わないことを登録者は同意することとします。

(3) Dojima Exchange が上記のような外部のサイトやリソースの内容をモニターしていないため、これらの第三者サイトへのハイパーリンクによるアクセスは登録者自身の責任であることに同意することとします。

第10条(広告)

(1) Dojima Exchange は、バナーなどの方法、その他の方法で Dojima Exchange の広告や第三者の製品等の広告を DEP 上に掲載する権利を持ちます。

(2) 登録者は上記(1)の場合、広告料を受け取る権利を有しないものとします。

(3)登録者が、本サービスの中で広告に出している製品や販売の促進に参加している場合、配送、商品やサービスの支払、またその他の条件、保証、その販売に関わるすべての責任は登録者と広告主の両者の間に存在し、当該登録者と広告主との間で紛争等を含むすべての事柄を解決することに同意します。

(4)登録者が広告に掲載された本サービスを利用した結果、登録者に損害が発生した場合、Dojima Exchange は一切責任を負いません。

第11条(所有権)

(1) Dojima Exchange は、本サービスの文面、ソフトウェア（あらゆる hypertext markup 言語、Java スクリプト、Java、common gateway interface script とその他の computer コードを含む）、音楽、音、写真、ビデオ、画像、graphical user interface、フォーム、ロゴ、アイコン、図式やその他本サービスの中で Dojima Exchange より提示されたもの、または広告の中及び本サービスの中で登録者に対して Dojima Exchange によって商業的に作り出された情報のいかなる内容に対しても、知的所有権を有します。

(2)登録者は、以下のことに同意することとします。

(a) Dojima Exchange は登録者の知的所有権によって保護される情報へアクセスできることができるものとしします。

(b) 上記の知的所有権は有効であり、すべてのメディアや技術から保護されていることとします。

(c) 登録者による本規約、または本サービスへのアクセス、またアクセスによって得る利益、便益はいかなる場合も譲渡をしないこととします。

(d)情報のコピー、再生産、再送、提供、分配、出版、営利目的とした情報の悪用、派生著作物の作成、移譲を禁ずることとします。

第12条(登録者の義務)

(1)登録者はサービスを利用する上で、Dojima Exchange によってその時々が発行される、利用ガイドラインや使用指示書に同意しなくてはなりません。さらに登録者はすべての適用される地方、国家、そして国際的な法規則を守ることに同意することとします。登録者は、このサービスを通して行う活動と伝達される全ての情報に責任を負うことに同意することとします。

(2)Dojima Exchange が登録者に対してサービスを利用する権利を与えることに伴い、登録者は以下の条件を遵守しなければなりません。

(a) 登録者は、取引口座へのアクセスのために Dojima Exchange が発行したユーザー名とパスワードを使用することとします。

(b) 登録者は、登録者自身に代わって取引口座へアクセスする個人を登録者自身で任命することとします。

(c) 登録者はユーザー名及びパスワードを保護し、取引口座へ権限のない使用、ユーザー名及びパスワードを上記(b)以外の第三者に開示しない合理的な手段を講ずることとします。それらの手段としてはパスワードを定期的に変更することや代理人が使用した場合、その使用後にパスワードの変更することなどが考えられますが、これに限定されるものではありません。

(d) 登録者は上記(b)以外の第三者とユーザー名及びパスワードを共有、共用しないものとします。

(e) 登録者はいかなる人や組織も装おうことは認められません。

(f) 登録者は、法令、規制に従うものとします。(登録者の法人登録地の法も含まれます。)

(g) 登録者はデータ、メッセージ、およびその他の内容の全てに責任を負うものとします。

(h) 登録者は本サービスからリンクされているものに対して、他のコンピュータ・システムやネットワークから接続を妨げることを禁じます。

(i) 登録者は本サービスからリンクされているものに対して、他のコンピュータ・システムやネットワークから不正

なアクセスを試みることを禁じます。

- (j) 登録者は本サービスに接続されたネットワークの、すべての条件、規則、ポリシーおよび手順に従うものとします。登録者は、個人情報の収集のために本サービスを使用しないことに同意することとする。
- (k) 登録者は、いかなる場合でも、商業目的のため（本サービスの利用によって生じる取引や活動は除く）、または直接的な金融上の利益を得るために、他の登録者の個人情報を使用しないものとします。
- (l) 登録者は、いかなる種類のチェンレター、迷惑メール、スパミング、勧誘広告（商業、または、非営利的な）、または対大衆のコミュニケーションを目的としてサービスを使用しないものとします。
- (m) 登録者は、ウィルスを含むファイル、崩壊したファイル、またはいかなる同様のソフトウェア、プログラム、マクロ、ファイルをアップロード、または蔓延させてしまうような危険があるものを使用してはなりません。
- (n) 登録者はサービス、またはウェブサイトはいかなる非合法あるいは不法目的で使用し、不法な資料の提供、分配または送付を含む行為（不法な文章、画像、ビデオ、プログラムまたはオーディオ、さらに同類の海賊版を含みますが、それに限りません。）をしてはなりません。
- (o) 登録者は、非合法、嫌がらせ、中傷的、虐待的、脅迫的、有害、不愉快、下品、常識外れ、俗悪、人種及び民族差別で屈辱的、またはその他 Dojima Exchange が本規約を履行する上で好ましくないと判断されるメッセージや内容をウェブサイトのいかなる場所において、また送付、掲示、伝達などの方法を問わず、本サービスを使用してはならないことに同意することとします。Dojima Exchange は商取引上好ましくないと判断した場合、特に、刑事、民事責任が問われると考えられるもの、または、関連法規制や条例に違反する恐れがあると判断した場合は、当該本サービスの提供を即座に中止します。また当該使用の差し止め手続きをとることとします。
- (p) 登録者は、Dojima Exchange がユーザー名を不適切、不適当と判断した場合、それらのユーザー名を使用することができません。
- (q) 登録者は、他の登録者による本サービスの利用を妨いではなりません。
- (r) 登録者は、本規約の下で想定され得る商業的目的以外の目的で、または他の競合するオンラインサービスの使用または加入を勧誘する目的で本サービスを使用してはならない。
- (s) 秘密情報として保護されているものを除き、全ての情報は一般公開されます。
- (t) Dojima Exchange は、本サービス内に記載された内容を、予告なしに変更及び削除できる権利を有します。さらに、登録者が DEP および本サービスの変更等に異議がある場合でも、Dojima Exchange は DFP および本サービスを修正する義務は負いません。
- (u) 登録者は、Dojima Exchange が本サービスの提供、DEP または本規約の下で、Dojima Exchange の義務を解除したり、促進したりする行為などを行い、または保守管理を行うために、以下の掲載情報を使用するライセンスまたは許可を獲得する権利を有することに同意する。また登録者は以下の資料のアップロード及びダウンロードを実行することで知的所有権を取得するものではないことに同意する。
 - (i) 登録者は、登録者が Dojima Exchange に提供するコンテンツは、登録者のユーザー名を含め、登録者が当該コンテンツに関わる知的所有権の法的所有者であることを保証します。
 - (ii) 登録者が、Dojima Exchange に提供するコンテンツに関わる知的所有権の法的所有者でない場合は、登録者は、本規約の下で登録者、Dojima Exchange が同コンテンツを使用し、取り扱う

権利を真の知的所有賢者から許諾されていることを保障する。

(iii) 以上の(i)および(ii)に従い、DEPに表示されるコンテンツの所有者がコンテンツに含まれる知的所有権を保有します。

- (v) 登録者は、Dojima Exchange が DEP のユーザーの提供するコンテンツを保証することも、また同コンテンツに表現されるいかなる脅迫的、中傷的、嫌がらせ的な、不快な情報に対して、またコンテンツの第三者の有する知的所有権の侵害問題やコンテンツを使った犯罪に対して責任を負わないことに同意する。
- (w) 登録者が第三者の知的所有権の侵害し、または、関連した郡、州、国家の適用法や国際法規に違反するコンテンツや情報を Dojima Exchange に提供、掲載した場合は、Dojima Exchange は直ちに登録者の取引口座の閉鎖、DEP の使用权の無効および DEP へのアクセスの禁止措置を登録者に通知することなく実施し、効力を直ちに発効することができます。
- (x) 登録者は Dojima Exchange に対して、権利侵害の申し立て、不快な内容の掲示物の苦情を連絡することができます、Dojima Exchange はそれらの申し立て、苦情について事故の裁量において調査を行うことができます。Dojima Exchange は、提供されたコンテンツが、関連法規に違反すると判断した場合、その内容の削除及びアクセス権を無効とする権利を有し、さらに登録者の除名を通知する権利を有するものとします。

(3)登録者は、本規約に同意し本サービスを受ける場合以下の各事項を遵守することとします。

(a)上記の内容に加え、以下の情報を提供及びアップデートすることとします。

- (i) 支払い形態とスケジュール
- (ii) 取引と支払いに必要な銀行関連の情報
- (iii) 引渡し条件
- (iv) 返品及び代金返却方針
- (v) 連絡先(電話番号、または、E メールアドレス)
- (vi) 輸出と輸入制限など
- (vii) その時々Dojima Exchange が指示した他の情報。

(b) Dojima Exchange が折々に変更する本規約に従うこととします。

登録者は、上記に記されることを提供及びアップデートしないことによって生じる Dojima Exchange の被る損害を補償こととします。

(4)登録者が、上記に関する条項のいずれかに反した場合、Dojima Exchange は即座に本サービスへのアクセスを禁止する措置を取ることができます。

(5)本規約の下で買手と売手の間で実施される石油製品に関わる売買及び引渡しの諸条件については、Dojima Exchange が別に定める基本取引契約書に基づいて行われるものとします。また Dojima Exchange は、当該基本取引契約書に基づき、関連して生じるクレームや紛争に対して一切責任を負わないものとします。

(6)石油製品の所有、分配、流通、輸入、またはその他取引は、該当する国と管轄区域の法規制が適用されます。石油製品の取り扱いに適用される法規制(該当する国と管轄区域の使用許諾、知的財産、課税、収入、関税、輸出入の制御法則の規制を含む)に対して、登録者は順守する義務があります。

第13条(取引口座)

(1)登録者は、登録者の取引口座を管理する個人(取引管理責任者)を任命しますが、登録者は自社の取引口座の全責任を負うこととします。

(2)登録者と取引管理責任者とは、Dojima Exchange に対して以下の共同責任を負うこととします。

- (a) 登録者は登録者の取引口座、DEP、および本サービスへのアクセス権を許諾した個人(認定ユーザー)を任命することとします。
- (b) 複数の認定ユーザーが登録者の取引口座でサービスにアクセスし利用できるために、ユーザー名とパスワード結び付けるIDを発行しなければならない。
- (c) 登録者は認定ユーザーの行為を監督し、責任を持つこととします。
- (d) 登録者は取引口座をチェックし、認定ユーザーの行ったコンテンツの掲載、取引行為を精査・監督することとします。
- (e) 登録者は DEP の認定ユーザー以外のすべての他のユーザーの行為に対して、遅滞なく、ビジネスについての伝達日の翌営業日までに対応することとします。
- (f) 登録者の取引口座やサービスの使用に関して、Dojima Exchange からの質問や指示があった場合は、即座に対応することとします。
- (g) 登録情報を常に正確に更新された情報として維持することとします。
- (h) 登録者の取引口座の継続的な利用を保証し、効率的な操作を行わせるために必要な行為を全て実行することとします。

(3)登録者と取引管理責任者は、本規約の全ての条件の順守を保証することとします。

(4)登録者、取引管理責任者および認定ユーザーは、登録者と関わりのないデータや情報を受け取った場合、Dojima Exchange へ直ちに通知する必要があります。登録者は、そのようなすべてのデータや情報をすぐに登録者のコンピュータ・システムから削除し、誤りの修正のために必要な措置を取引管理責任者と認定ユーザーに取らせなければならない。

(5)登録者は、他の登録者のユーザーとのコミュニケーションに適宜対応する義務を負っています。Dojima Exchange はユーザー間のかかるやり取りに対して、一切の責任を負いません。

第14条(取引について)

(1)本規約のもとで行われる取引の対象石油製品は、日本の製油所によって精製されたもの、または日本へ輸入されたものであり、石油税を含む関税をすべて支払われたものとします。Dojima Exchange は取引される石油製品について下記の条件に基づき数値及び格差等をDEPに入力することとします。

(a) ハイオクガソリン

ハイオクガソリンについては、2つの表示方法があります。第1はハイオクガソリンの欄に揮発油税及び地方揮発油税を加算した価格を表示する方法です。第2はガソリンの欄に揮発油税及び地方揮発油税を加算した価格を表示し、備考欄に「HG格差A円」とA円/Lの格差によって表示する方法です。

(b) ガソリン

ガソリンについては、ガソリンの欄に揮発油税及び地方揮発油税を加算した価格を表示することとします。

(c) 灯油

灯油については、灯油の欄に価格を表示することとします。軽油の欄に表示し備考欄に格差を載せる取引行為を認め

ません。

(d) 非課税軽油

非課税軽油については、非課税軽油の欄に都道府県税を加算していない価格を表示することとします。灯油の欄に表示し備考欄に格差を載せる取引行為を認めません。また売手は軽油元売り指定業者であり、買手は特別徴収義務者であることを条件とします。

(e) 課税軽油

課税軽油については、課税軽油の欄に都道府県税を加算した価格を表示することとします。灯油の欄に表示し備考欄に格差を載せる取引行為を認めません。

(f) A重油1.0%S

A重油1.0%Sについては、A重油の欄に価格を表示することとします。

(g) A重油0.1%S

A重油0.1%Sについては、LSAの欄に価格を表示することとします。

上記の製品欄に記載する価格については、製油所もしくは油槽所のEx渡し価格(Ex価格)として記載することとします。

また下記の項目欄に必ずチェックを入れることとします。

- (a) 「Ex渡し」(引取地渡し)を希望するかどうか
- (b) 「届け地引渡し」を希望するかどうか
- (c) GINGAの電話での仲介を希望するかどうか

自由記載の欄については下記の方法で記載することが可能となります。

- (a) 届け地を明記の上、届け地価格で表示することができます。
- (b) 積み合わせで表示することができます。

自由記載の欄に表示する際に上記の方法で記載することが可能となりますが、その際には必ず下記を明記してください。

- (a) 油種(積み合わせの場合は各油種)
- (b) 売り買い
- (c) 希望する油槽所または届け場所
- (d) 数量(積み合わせの場合は各油種の数量)
- (e) 引き取地渡しの場合の引取日もしくは届け出地渡しの場合の届け日や時間帯

(2)売主及び買主によって合意された数量(KL 基準)とします。

(3)契約価格は、日本円/L で表示されるものとします。

(4)引渡し場所については、必ず備考欄に略称を用いて記載することとします。

例 ゼネ塚

なお、各製油所から出荷される他の元売りの石油製品の引渡し場所については、引渡し場所を略称で明記し、その右隣にルートを()表示するものとします。

例 ゼネ塚(Shell ルート)

(5)取引可能期間

週単位の取引は当週も含め、4週間先までの取引とします。当週とは引渡しは土曜日から翌週の金曜日までとし、取引期間が木曜日の12時以降から翌週の木曜日の12時までとします。

月単位の取引は当月も含め、7ヶ月先までの取引とします。当月とは引渡しは1日から末日までとし、取引期間が1日から末日の前々日の12時までとします。

(6) 届け出地渡しの運賃等の費用:

売主が買主に届ける場合(届け出地渡し)の運賃は、下記の14KL以上のタンクローリーの運賃表を目安とする。明記された運賃を変更する場合、売主及び買主相互の合意が必要である。運賃表は適度更新するものとし、確認するものとする。

10km 未満	750 円/KL	110km 未満	2750 円/KL
15km 未満	850 円/KL	115km 未満	2850 円/KL
20km 未満	950 円/KL	120km 未満	2950 円/KL
25km 未満	1050 円/KL	125km 未満	3050 円/KL
30km 未満	1150 円/KL	130km 未満	3150 円/KL
35km 未満	1250 円/KL	135km 未満	3250 円/KL
40km 未満	1350 円/KL	140km 未満	3350 円/KL
45km 未満	1450 円/KL	145km 未満	3450 円/KL
50km 未満	1550 円/KL	150km 未満	3550 円/KL
55km 未満	1650 円/KL	155km 未満	3650 円/KL
60km 未満	1750 円/KL	160km 未満	3750 円/KL
65km 未満	1850 円/KL	165km 未満	3850 円/KL
70km 未満	1950 円/KL	170km 未満	3950 円/KL
75km 未満	2050 円/KL	175km 未満	4050 円/KL
80km 未満	2150 円/KL	180km 未満	4150 円/KL
85km 未満	2250 円/KL	185km 未満	4250 円/KL
90km 未満	2350 円/KL	190km 未満	4350 円/KL
95km 未満	2450 円/KL	195km 未満	4450 円/KL
100km 未満	2550 円/KL	200km 未満	4550 円/KL
105km 未満	2650 円/KL	以上 1km 毎	10 円 up

第15条(取引の支払)

(1)石油製品の売買において支払は各々の契約に従って、信託口座を通して支払うものとします。全ての支払は、日本円で決済することとします。買主は当該売主からの請求書に記載される成約金額を全額、一括支払うものとします。

(2)信託口座取引

すべての金銭のやり取りは信託口座を通し行われます。信託口座取引とは商取引の際に、売主と買主の間に信頼できる中立的な第三者を通して金銭のやり取りを行うことです。本規約においてはこの中立的な第三者として指定信託銀行(受託者)の信

託勘定を採用します。売買代金を支払う買主は成約金額を Dojima Exchange が委託者として指定信託銀行(受託者)に開設した口座に入金することとします。

買主が売主から買主への石油製品の引渡しが行われたことを確認した後、買主は売主へ成約金額を支払うものとします。また買主及び売主(受益者)は、信託口座への指図を行うにあたり、受益者代理人(甲)及び受益者代理人(乙)によって指図が行われることに合意するものとします。

(3)受益者

買主及び売主は受益者となります。受益者になるには下記の書類が必要になります。

- (a) 印鑑登録証明書
- (b) 登記簿謄本
- (c) 銀行窓口担当責任者の本人確認書類

(4)代金回収代行

信託口座を通して取引するにあたり、全ての売主は運営者である Dojima Exchange と本規約によって代金回収代行契約を締結するものとします。代金回収代行契約の及ぶ範囲は、Dojima Exchange の信託口座に払い込んだ代金の決済手続及び、これに付随する事務処理等を含みます。

(5)代金の入金

Dojima Exchange の発行する請求書が届き次第、指定された指定信託銀行の口座へ引渡しの行われる前営業日の 12 時までに入金を行うものとします。その際の手数料については買主の負担となります。入金された代金は引渡しが行われる前である場合、買主が受益権を持ちます。

(6)入金の確認

Dojima Exchange は、引渡しの行われる前営業日までに買主による信託口座への入金を確認し、売主にあらかじめ登録されたメールアドレスに通知するものとします。売主が通知の確認を怠り、本来行われるべき引渡しが行われず買主に損害が発生した場合、売主がその損害について責任を負うものとします。買主から振り込まれた代金については引渡しが行われなかった際の償還を除き返金は一切応じないものとします。支払われた代金が本来支払われるべき代金に満たない場合、引渡しは行われません。またその際、Dojima Exchange は買主に対して入金の催促などは行わないものとします。

(7)引渡しの確認

買主は、石油製品の引渡しが行われる前日の 18 時まで遅滞なく Dojima Exchange に翌日の引渡しの予定を通知するものとします。買主が引渡しの通知を怠った場合、通常到着すべき時に到着したものとみなすことに異議ないものとします。またGinga は、これにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。Dojima Exchange は引渡しの確認後、翌々営業日に売主に代金を支払うこととします。Dojima Exchange は当該支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌営業日に引き渡すものとします。なお一部金融機関においては営業日であっても、翌々営業日に引き渡す場合があります。なお当該支払の際の手数料については Dojima Exchange の負担となります。

(8)Dojima Exchange が破綻した場合、Dojima Exchange において行われた取引については、すべて取消となり指定信託銀行に預けられている代金は買主へ償還されます。なお、すでに商品の引渡しが完了した取引については売主に償還されます。また信託口座に入金された資金は指定信託銀行の銀行勘定への貸付として運用され、指定信託銀行が破綻ないし債務不履行が生じた場合、かかる運用による収益や元本の交付が予定通り行われなことがあり、その結果、本信託の元本欠損が生じる可能性があります。

(9)信託口座使用料

信託口座を使用し行う取引において発生する費用についてはGingaが負担します。

(10) 売主が第16条の各号のいずれかに基づいて登録を解除されたときは、当15条(5)に基づいて信託口座に入金している代金は買主に返還されるものとします。

第16条(登録の解除)

(1)登録の解除

登録者が登録の解除を行う場合、Gingaに対して登録解除希望日より起算して2週間前までに解除手続きを行うものとします。

なお2週間前が休日及び祝日の場合、休日及び祝日の直近の営業日までに行うものとします。

(2)下に該当する場合、Gingaは登録者に対して登録解除の通知を行う権利を有するものとします。なお通知が行われた場合、すでに行っている取引の引渡しもしくは償還が完了次第登録を解除するものとします。

- (a) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納その他滞納処分を受け、またはこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合
- (c) 支払停止の状態に陥りまたは破産、会社整理、会社更生手続、民事再生手続、その他法的整理手続の申立の原因を生じ、またはその申立を受け、若しくは自らこれらの申立をした場合
- (d) 合併によらず解散した場合
- (e) 法令等の違反に関して処分等が行われた場合
- (f) 利用規約契約に違反した場合
- (g) Dojima Exchangeに通知せず組織または営業につき重大な変更をした場合
- (h) その他財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
- (i) 不特定の複数社より正当な理由に基づいて登録解除の要請が行われた場合
- (j) 登録者は3ヶ月間の継続的な期間において、一度もDEPを使用しなかった場合
- (k) 登録者が不合理に、Dojima Exchangeの取引等の妨げとなるような行為をしたと見なした場合

第17条(保証の免責)

(1)登録者は、DEPの使用により生ずるすべてのリスクを負うことに同意することとします。

(2) Dojima Exchangeは、いかなる場合でも保証を止める権利を有します。これらの保証はDEPの利用の際に生じる全てのものを含みます。

(3) Dojima Exchangeは、DEPを通じた登録者の取引が遮断されないこと、DEPの適時性や信頼性を保証すること、エラーフリーであり、ウイルスや有害なコードやプログラム及びマクロから保護されることについて取引上、また品質上一切の保証をいたしません。

(4) 登録者は、ダウンロード、またはDEPの利用から得たあらゆる資料やデータを登録者自身の判断とリスクによって使用し、登録者のコンピュータ・システムやデータ喪失などの損害が発生した場合はその全ての責任を登録者が負うものとします。

(5) Dojima Exchangeは登録者がDEPを通じて入手したいかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイスまたは情報、(口頭、または文面にて)、の保証は行わないものとします。

また、Dojima Exchangeは、いかなる商業取引の安全性の推奨、投資クラスの保障、登録者が入手可能なリンクされた他サイト

に含まれるいかなるメッセージ、視点、意見、研究、推薦、アドバイスまたは情報、(口頭、または文面に)およびその情報源について一切保障しません。また、その発信源が DEP の他の登録者の情報に関わる場合であっても保証はしません。

このウェブサイト上の情報源は、信頼性が提唱されているものであり、いかなるデータ、ニュース、情報、レポート、意見、または提言は、ある特定の個人やクラス向けにカスタマイズされたものではありません。Dojima Exchange 上のテキスト、グラフィックスまたはその他の形態で示される情報やデータは、不正確な内容またはエラーのものも含まれている可能性があり、Dojima Exchange とその情報提供者は定期的に情報やデータを変更する権利を保有します。

第18条(損害に対する免責)

(1)Dojima Exchange は、以下から生じた、いかなる登録者の損害に対して責任を負わないことを登録者は同意することとします。

- (a)Dojima Exchange を通して提供された内容の信頼性による損害
- (b)権限のないアクセスによる登録者の取引データの削除及び変更、Dojima Exchange が登録者の取引データを保管する上で不具合が生じた場合の損害
- (c)いかなるシステム、サーバーの接続障害、エラー、遮断、送受信の遅延、またはコンピュータウイルスによる損害
- (d)外部のサイト(全ての広告のサイトを含む)への使用やアクセスによる 損害
- (e)商品やサービスの代替品の調達費用、Dojima Exchange を通して購入した商品やサービスやその他の商取引による損害
- (f)怠慢や意図的または不注意によるものに関わらず、Dojima Exchange のサービスの中断、一時停止、強制差止めによる損害

第19条(中断)

(1) Dojima Exchange は、いかなる他の権利の履行を妨げることなく、いかなる時でも自己の裁量において、以下の理由を含めて、登録及び第三者に対してどのような責任も負わずに、DEP を一時的に中断・停止できる権利を有します。

- (a)Dojima Exchange が登録者の取引口座がハッキングされた、もしくは権限のない人によってアクセスされ、安全性の信頼が損なわれたと疑った場合
- (b)登録者が3ヶ月間の間にも一度も DEP を使用しなかった場合
- (c)登録者へ請求されている支払いが、支払い満期までに全額支払われなかった場合

(2) DEP が中断された場合、

本条項に従って DEP が中断・停止された場合、中断・停止された期日付けで本サービスは終了します。

登録者は、中断・停止までの期間(その当日を含む)に関わる全ての手数料/料金を支払うことに同意します。

また登録者が本サービスの再提供を申し出た場合は、登録者は Dojima Exchange に再起動手数料を支払うこととします。

本条(2)にかかわらず、本サービスの中断・停止を受けた登録者は、DEP の中断・停止後といえども本規約のもとで Dojima Exchange が適切であると判断する登録者の債務については支払いを行わなければならない。Dojima Exchange の自己の裁量において、また適切と見なさせる条件において、本サービスの提供を再開することが出来ます。

第20条(連絡)

(1)Dojima Exchange から登録者、もしくは登録者から Dojima Exchange、または登録者から登録者へ出される通知は、E-mail を用いて行われることとします。

(2)登録者の通常のメールアドレス、または、最後に登録されたアドレス宛に送られた全ての通知は、受信者がどのような場合であっても、通知が送信された日の翌日、翌日が銀行の休業日の場合、次の銀行営業日の午前10時に受領されたものとして扱われます。

第21条(不可抗力)

Dojima Exchange は、本規約に基づき DEP を運営・管理・作動等に必要な処置が遅れた場合、または本規定を履行できない場合、その原因・要因が Dojima Exchange の管理できない状況のもとで起こり、または以下の状況で生じた場合には、Dojima Exchange はその責任を問われないものとして扱われます。

火災、洪水、台風、津波、火山噴火、地震、その他自然災害、または天災。主権者や外敵による戦争、侵入、敵対行為(戦争が布告されているか否かに関係なく)、テロリスト活動、ストライキ、ロックアウト、労働論争、国家の有事、禁輸、封鎖、制裁、その他政府による行為または規制処置。石油産業、または、金融市場の衰弱、一時的な機能停止、物質的な欠如。共用サービス、エレクトロニクス、テレコミュニケーション、コンピュータ・システムやネットワークの一時的な機能停止、または、中断。

第21条(合意管轄)

利用規約契約に関し、紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

利用規約 2012. 09. 24 バージョン

Ginga Energy Japan 株式会社(Dojima Exchange)